

学の新設、学部及び大学院の設置、短期大学、大學附置研究所及び高等専門学校並びに国立民族學

博物館の新設等について規定しているものであります。

まず第一は、浜松医科大学、滋賀医科大学及び宮崎医科大学の新設についてであります。

これは、近年における医療需要の増大と医師の地域的偏在に対処するため、無医大県の解消をは

かる施策の一環としてこれらの医科大学を設置し、医師養成の拡充をはかる二三の二点を研究つ

田舎者凡の擴充をはかるとともに医学研究の一
そうちの推進に資そとするものであります。

第二に、広島大学の総合科学部の設置について
であります。

これは、同大学の改革整備の一つとしてこれまでの教養部を改組し、一般教育の改善をはかると

ともに、地域文化、環境科学等の幅広い領域にわざる教育研究を総合的に推進しようとするもので

が本業下研究を総合的に指導しようとするとそのであります。

第三は、東京商船大学及び神戸商船大学の大学院の設置についてであります。

これは、これまで大学院を置かなかつた両大学にそれぞれ商船学の修士課程の大学院を設置し、

船舶の運航と管理に関する科学的研究を推進する
とともに、高度の専門性を備えた船舶関係の技術

者及び研究者の養成に資そうとするものであります。

第四は、新潟大学及び信州大学の医療技術短期

大学部の新設についてであります。

高度の専門化に伴い、看護婦、臨床検査技師、診療放射線技師等の技術者の資質の向上に資そようと

するものであります。

第五節 富山大学和漢薬研究所の設置及び北海道大学結核研究所の改組についてであります。

富山大学和漢薬研究所は、近年、和漢薬の治療効果が薬学的、医学的に再認識されつつあること

にかんがみ、和漢薬の薬効解析を行なうとともに、その応用に関する研究を行なうため、設置し

ようとするものであります。

○森(喜)委員長代理 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますのでこれを許します。

これは、検索理由の説明は終わりました。

その内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいい

その他、昭和四十六年度における仙台電波工業高等専門学校ほか二つの工業高等専門学校の設置審議に伴い、学生の募集を停止しておりました三つの国立電波高等学校を廃止する等所要の改正を行なふととするものであります。

松永光君。

○松永委員 きょうの委員会には社会党、共産党、公明党の委員も審議に入つてこられまして、これは非常にいいことであると思います。審議に入つてこられまして、これは非常にいいことであると思います。これからの審議については、きょうのように野党三党的委員も入つてこられることが期待しつつ、私はただいま提案理由の説明のありました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、大臣並びに局長に質問をいたしたいと存ります。

この法律案によりますと、医師不足の解消、医

滋賀医科大学、宮崎医科大学を新設されることになつておるのでありますが、同時に、昭和四十九年度の予算案によりますと、島根、佐賀、大分、富山、高知にそれぞれ医科大学または大学の医学部を創設すべく創設準備費が計上されています。さらに福井、香川、山梨、そして琉球大学に医科大学または医学部の設置調査の経費が計上されておるわけですが、四十九年度で創設準備費のついた五つの県の医学部または医科大学の創設は大体いつごろになる見通しであるか、四十九年度の予算案に設置調査費のつけられた福井、香川、山梨、琉球すなわち沖縄の四県についてはどういうことから計画になるのか、まずそこらの点について文部省の見解、考え方をただしておきたいと思います。

は、ことしの五県と同じように、原則として五十年度、五十一年度、二カ年にわたりまして準備を行ない、五十二年四月に学生を入れるようになります。私たちが希望いたしておりますようにそれぞれの準備が整いますかどうか、これは今後の推移にまたなければならぬ、かようしておるところでございます。

○松永委員 医師不足の解消ということであつますが、現在医師の数は人口十万人当たり百十六名ないし百十七名ぐらいのようでありますけれども、ただいま御説明にもありましたような計画で無医大県が解消される、すなわち昭和五十一年四月学生を入れるという努力目標で島根、佐賀、大分、富山、高知、そして五十二年四月に学生を入れるという努力目標のもとに福井、香川、山梨、あるいは沖縄等に医学部が現実にできて、学生が入つて、そしてそれらの学生が卒業したといふようになった事態におけるわが国の医師の数はどういうふうな数字になるのか、またその当時におけるわが国において必要とする医師の数あるいは望ましい医師の数ほどの程度になるのか、それらの予測なしに計画を明らかにしていただきたいと思ひます。

○木田政府委員 いま大臣が御答弁申し上げましたような計画で医科大学ができたといいたしますと、昭和六十年に人口十万人に対しまして百五十八人余の医師数に相なると計算ができるのでござります。また、そのままの状態で推移いたしまして昭和七十年には十万人に対しまして百九十二人余の医師数に相なる予定でございます。今日、厚生省のほうの私どもに対する一応の御意見としては、人口十万人に対して昭和六十年度百六十人という目標を考えておられるようございます。しかし、私どもも大体その線に即応するような養成計画になる、このように考えております。

○松永委員 医師の地域的偏在、すなわち地域によってお医者さんの数が相当多い地域とお医者さんの数が非常に少ない地域とありまして、いわゆ

ある医者の地域的偏在という好ましくない状態が実はあるわけであります、そこで、そういう好ましくない医師の地域的偏在これを解消するため無医大県解消という施策を強力に政府で進められておる。私は、その努力に対し高い評価を受けるものであります、しかし、実際には、はたして無医大県解消という施策を進める事によつて医師の地域的偏在を解消する事ができるものであらうか、私は非常な疑問の念を持つておるわけであります。

たとえば、昨年でございましたか、山形医科大學ができて、学生募集がなされたわけでありますけれども、私の聞くところでは、山形大学の入学試験に合格した者のうち、山形県下の高等学校を卒業した者はわずか一、二名とかその程度にすぎないで、あとの大部分は東京またはその近郊の者が合格をした。すなわち、地元の県の高校卒業者はほとんど入学できない、こういう現実だと聞いておるのであります。もしそれが事実であるとするならば、この無医大県解消という施策が医者の地域的偏在を解消するのだということを目標としてなされ得るならば、そういう趣旨に基づいて設置された医科大学については、その県の高等学校卒業者の入学に関しては何らかの特別の配慮が必要なのではなかろうか。そういう配慮をせずに入学試験をやり、合格者、不合格者をきめていく、こうなつてきますれば、せっかく医師の地域的偏在をなくそつ、そのためには無医大県解消という施策を進めていこう、これをやつていつても、医師の地域的偏在をなくすという最終目標は解消されないのじやなかろうか、私はこういう心配をするものであります。

そこで、この無医大県解消、医師の地域的偏在をなくすという目的をもつて設置された医科大学等については、設置されておる県の高校の卒業生、地元の高校卒業生の入学について何らかの特別の配慮を加えるべきである、私はこう思うのでありますけれども、その点についての文部省の考え方をただしておきたいと思います。

○奥野国務大臣　いまの御心配、まことに重要な点だと考えておるわけでございます。無医大県解消ということは、単に無医大県を解消することが目的ではないし、医師の所在、それが全国均衡と活動してもらえるようなことを頭に置いて打ち出されておるわけでござります。にもかかわらず、山形に医学部をつくったけれども、県の出身者は一人しかいなかつたじやないかという問題にぶつかりました。昨年の秋に私は山形の学長さんほか数人の国立大学の学長さんにお目にかかりました席で、いかにもひどいじやありませんか、国立大学ではあるけれども、やはり地域における文化のセンターの役割りをしているのですよ、もう少し県の出身者を多く入学させるべきじやありませんか、こう申しました。そうしましたら、そこにおられました他の国立大学の学長さんたちも、私の意見に同感のようでございました。やはり今後の入学試験にあたりましては、国立大学といえども、ぜひ医学部にもう少しくさんの県内出身者を入学させるようにしてもらわなければならぬい、こう考へていろいろな議論も出ておったところでございました。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

後辺地に勤務していくだけのような医師の養成も厚生省、文部省一緒になって一そろ努力をしていかなければならぬ。厚生省はそういう気持ちで施策を進めておられるようでございますけれども、文部省におきましても、そういう配慮のもとに大学の設置運営に当たつていかなければならぬい、こういう考え方でおるわけでございます。

○松永委員 医者の地域的偏在の解消ということについて真剣に考えておられるということはよくわかりました。

そこで、それに関連してさらにお尋ねをしたい

の次に少ないのはどこであるかというと、埼玉原ですね。埼玉県は人口十万人当たりわずかに六十七・五人です。この数字は、先ほど申し上げました四十九年度の予算案に創設準備費のつけられた高知県の半分にしかすぎないのですね。高知県の人口当たり医師数よりも、埼玉県のほうが、人口当たり医師数でいえば高知県の半分にしかすぎない。これが実は埼玉県の実情なんですね。であるのに、この埼玉県に国立の医科大学がつくられないと、こういうことなんですが、それについては埼玉県の行政あるいは姿勢というものが間違つておったということをはつきり指摘できます。

昭和四十七年でありましたが、埼玉医科大学といふ私立の医科大学がつくられた、埼玉県のしかもずっと端のほうに。そのことのために、無医大県というその資格をみずからなくした。したがつ

て、無医大県解消という国の大きな施策の中に組み入れてもらうことができなくなつた。そのことは埼玉県みずから行政ないし姿勢の誤りなのであります。しかし、さればといって、現実に全国で沖縄県を除けばお医者さんの数が一番少ないところが埼玉だ。しかも、その少なさたるや並みたいていの少なさじやない。それは京都の三割そこそこにしか達しない医者の数。四十九年度の予算案に創設準備費のつけられておる高知県のこれまた半分にしかすぎない。そういう医師数の少なさ、これは私はたいへん大きな問題であると思ひます。だから、これは無医大県解消という大きな施策のワクの中には入ってきませんけれども、何らか別の考え方で手を打たなければならぬのじやなかろうか。先ほど大臣は、医師の地域的偏在をなくすために最善の努力をするという方針の発表がありましたので、お尋ねするわけであります。が、これは無医大県解消という施策が終わつたら、その直後の段階で、あるいはそれまでの間にでも何らかの手を、埼玉県のごとく医者の数が極端に少ないところ、埼玉県にやや類似しているのが千葉県とかあるいは神奈川県なども埼玉県の次の次くらいに医者の数が少ないところなんです。こういうところについては、医者の地域的偏在を解消するという先ほどの大臣の力強い施策、方針を打ち立てるためには特別の配慮を近い将来する必要があるのじやなかろうか、こう思うのであります。が、大臣の率直な御所見を承りたいと思います。

とは、医科大学をつくるのもいいけれども、医科大学ないし医学部の教官としてりっぱな人材がそらくさんいない、教官が不足しているのだ、こういうことをしばしば私どもは聞いておりました。ところが、この今度のやり方を見ますと、四十九年度で三つ、五十一年度では五つというふうに医科大学をおつくりになるわけなんなりました。そこで、その教官はどこにいるのか、どこから持ってくるのか、前に私どもが聞いておったところからすると手品みたいな感じがしないでもないです。私が心配することは、教官というのはほんとにりっぱな人材を採用してもらいたいものだと思います。教さえそろそろいいのだということで、能力の落ちるあるいは程度の悪い教官をもって医科大学ないし医学部の教官に充てたとするならば、これは人間の生命を担当するお医者さん、そのお医者さんの能力の低下を招きはせぬだろうかということを私は憂えるわけであります。そういう意味ではたして教官は足りるのですか。教さえそろそろいいということじやないのでありますて、ほんとにりっぱな人材を教官にしてもらわなければならぬわけで、その教官のいかんによってその大学における教育のよしあしが左右されるわけでありますから、どうかひとつしっかりした教官人材をこれから新設される大学にはぜひともそろえていただきたい。そういう人材をそろえるはつきりしためどがあるのかどうか、自信があるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○木田政府委員 いま御心配がございましたように、医学部の設置にあたりまして、一部の専門領域につきましては教官の充足について用心をしなければならぬというふうに思うところがござります。一般的に申しまして、臨床系の教官は相当予備的なスタッフがたくさんあるわけでございますが、基礎系の領域におきまして、しかも解剖学等の領域におきまして若干教官の欠員の状況も目立つということをございますので、今後大学をつくりていきますにつきましては、そうした教官の整備充足ということに特別の注意を払っていく必要

があろうかと思ひます。日本の場合には、従来基礎系の教官もほとんど医学部の出身者でございましたが、これらの状況は国によつてかなり違つております。基礎系の教官はむしろ医学以外の領域、理学系の研究者が教官になつておるところも少くないわけでござりますが、わが国でそうした教官の充足状況を切りかえていくといふことがどの程度現実にいいことがどうかというような問題も踏まえまして今後の新設拡充に対処しなければならぬ。また、おそまきではございますするけれども、この基礎系の教官の養成確保といふ点につきましてこれから医学教育のあり方の改善も進めてまいりたい。今日若い層につきましては、基礎系の教官でも医学以外の理学系の出身者で占める比率が多くなつてまいりました。これらの点も心配だという面から見れば心配ではござりまするけれども、しかし、世界の他の国々の流れに必ずしも反しているわけでもございませんので、適任の教官を個々具体的の大学でどのように充足できるかということは、これから創設準備の過程で私が最も最善の努力をしたい、このように考えておるところでございます。

○松永委員 今度設置される医科大学は、文字どおり医学部であつて、大学の医学部ではないわけですが、静岡県にも滋賀県にも宮崎県にも、それぞれ国立大学があるわけあります。そのある国立大学の医学部といふことで医師養成機関をつくるのだとするならば、すなわち医学部であるならば、一般教養部門などについては他の学部の応援とか協力が求めやすいのではなかろう。しかし、单科大学を、医科大学を設置するよりは、医学部を設置したほうが教官の確保やその他の面でやりやすいのじやなかろうか、こういうふうに実は考えられるわけであります。ところが今度のやり方を見ますといふと、そういうやりやすいと思われるような方法をとらずに、すなわちそこにある国立大学の医学部とはせずに医科大学、今までの国立大学の医学部とせずに、單科大学として医科大学として創設するというふう

にされたわけなつたのですが、あえてそういう理由によるものであるか、どういうお考えによるものであるか、そこらの点をひとつお示し願いたいと思います。

○奥野國務大臣 総合大学の中の医学部の場合、あるいは単科の医科大学の場合、それぞれ特色を持つていると思います。今日の時点におきまして、いざでなければならないという考え方は文部省としては持つておりません。そのときそのときに最も適当と思われる方法を採用すればよろしい、こう考へているわけでございます。戦後の大改革、一県一大学ということいろいろな学校を全部統合してしまつて、そしてそれを医学部にしたわけでございまして、それまでそれが学校が特色を持っておったけれども、総合大

学になつてからは、総合大学のどの学部がどうい

う特色を持っているといふようなことがなくなつてしまつたよう気がいたします。やはり私は、

それぞれ教育、研究につきまして努力を続けてい

ただきますと、おのずからそこに特別な性格がに

じみ出でてくる、それがその学部の特色になつてく

るはずだと、こう思うのでござりますけれども、

何か平板な教育になつてしまつてゐる感じがいた

します。

今日の大学につきましては、多くの方々から研

究、教育のあり方につきまして改革が熱望されて

いるわけでござります。そういたしますと、新し

い医学教育のあり方、これに専念していただきな

ければならない。そうすると、総合大学の中の学

部で足を引っ張られるよりは、単科の大学として

思ふ存分やつてもらつたほうがいいのではないか

らうか、こうも考へられるわけでございまして、

御提案申し上げました三つの医科大学は、いずれ

も単科の医科大学ということになりますので、今回

います。

○松永委員 この三医科大学には副学長を置くよ

う準備しておる、こういうことでございました

ね。参与も考へていらつしやるのですか。その点

いかがですか。

○木田政府委員 いま大臣の御答弁もございまし

たように、この医科大学が、特に関連教育病院を

はじめといたしまして、地域の診療体制とも密接

にされたわけなつたのですが、あえてそういう理由によるものであるか、どういうお考えによるものであるか、そこらの点をひとつお示し願いたいと思います。

○奥野國務大臣

総合大学の中の医学部の場合、

あるいは単科の医科大学の場合、それぞれ特色を

持つていると思います。今日の時点におきまし

て、いざでなければならぬという考え方は文

部省としては持つておりません。そのときそのと

と、この新しい三医科大学の運営面あるいは組織

の面で何か新しいやり方でやるのだといふことを

ういう願いを込めて単科大学にあえてされたとい

うふうに私承つたわけであります。そうする

ういう点を考へていらつしやるのか、具体的にひ

とつお示し願いたいと思います。

○奥野國務大臣 すでに法改正によりまして、医

学につきましては六年一貫の教育をやれるとい

うことになつたわけでござりますので、おそらくそ

ういう立場で教育カリキュラムを組んでいただけ

るのだと、かように考へておられるわけですが、たとえばど

ういう点を考へていらつしやるのか、具体的にひ

とつお示し願いたいと思います。

○松永委員 すでに法改正によりまして、医

学につきましては六年一貫の教育をやれるとい

うことになつたわけでござりますので、おそらくそ

ういう立場で教育カリキュラムを組んでいただけ

るのだと、かのように考へておられるわけですが、たとえばど

ういう点を考へていらつしやるのか、具体的にひ

とつお示し願いたいと思います。

○松永委員 すでに法改正によりまして、医

いりました管理運営の考え方をございまして、学外者の意見を大学の運営にできるだけ積極的に取り入れたいということから当初理事会という構想があり、それが参与会という組織として定着いたしました。法案で御審議をいただきますときには、評議会とともに参与会という固まつた構想に基づいた組織として位置づけさせていただきました。これは他の人事委員会あるいは学群、学系といった筑波大学の特有の組織の一つとして筑波大学の性格を御説明するために、法律案でまとめて筑波大学の組織という特別の章をつくらしていただいた次第でございます。今回、この筑波大学が考えております学外者の意見を取り入れるという参与会の趣旨は組み入れてみたい。同じような機能というものは考えてみたいという意味で参与等のこの職を個々の大学の考えるところによって置けるようにしたい。でございますから、先ほども御答弁申し上げましたように、その参与の置き方、あるいは場合によれば名称につきまして、大学当局者と、具体的な実態に即するような、当局者の判断を受けて置けるようなことを考えてみたいといふように考へました。省令で彈力的な措置がとれるようにして、省令で彈力的な措置がとれるようになります。またその意味では参与会といふように固まつた組織として置くといふことではない考え方でおる次第でございます。

○松永委員 そういたしますとこの国立学校設置法の第七条の三、すなわち筑波大学の場合における参与会、この参与会については、これは筑波大学に関する参与会であつて、他の大学に置く場合には別途審議を願うのだ、こういう趣旨のこの参与会に関する大臣の国会における答弁であったといふように記憶しておるのであります。いまの局長の答弁を聞きますと、その大臣の答弁とは矛盾しない、ということが私にはよくわかるのですが、すなわち参与会そのものじやないのだ、この参与会のよさといいますか、そういうものを取り入れる、参与会の精神を取り入れた別のものを、大学関係者の意見があれば、その意見が生かされるような何らかの制度をつくりたいのだ、あるいは組織をつ

くりたいのだ、こういうふうに私は理解いたしました。そういう意味で筑波大学の法案を審議した場合における大臣の御答弁と、だいたいの大臣並びに局長の答弁とが矛盾するものではないというふうに理解をするわけであります。そういたしましたは、評議会とともに参与会という固まつた構想に基づいた組織として位置づけさせていただきました。これは他の人事委員会あるいは学群、学系といった筑波大学の特有の組織の一つとして筑波大学の性格を御説明するために、法律案でまとめて筑波大学の組織という特別の章をつくらしていただいた次第でございます。今回、この筑波大学

が何らかの組織、それを省令で設けるというのには、これは国立学校設置法第十三条、これを根拠にしておつくりになる、大学関係者の意見がそうであれば、その意見を生かして国立学校設置法第十三条に基づいてつくるのだ、こういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○木田政府委員 国立学校設置法の第十条に、学内におきます職につきまして省令で定める、こう書いてございますし、また十三条にいま御指摘のよくな条文もございますから、それらの規定を受けまして個々の大学について定めたいといふうに考えております。

○松永委員 先ほど参与ということばをお使いになつたのですけれども、これは参与会とまぎらわしい点もあるので、まだきめられたわけじゃないと思うのでありますけれども、筑波大学の場合に非常に論議のあつたところでもありますので、そ

こらの点の用語の使い方等もまぎらわしくないよう、しかるべき名称等をお考へになつて、この法案を審議するにあつて無用な混乱を招かないよう、ひとつ十分な配慮をしていただきたいと

思います。

私どもは、先ほども言つたとおり、この医科大学が設置されるにつけては地域社会の人が相当な協力をしてくれる、今後も県立病院その他の公的な病院を関連病院として医科大学の教育、研究に協力させてやつていくわけでありますから、当然地

域社会の関係者あるいはまた県の関係者等が医科大学の運営にあつては教育や研究のやり方等について意見を述べることがであります。しかし、その意見がいい意見であるならばすぐ取り入れられる、こういうふうに御審議を願うのだ、この五年間、この臨時措置法の五年間にわたる評価、感想といふようなものなどをどう考へられておるか、まずお伺いを申し上げたいと思います。

くらかの組織がぜひとも必要である、こう思うのです。ぜひそやつてもらいたいと思うのですが、そのためには無用な混乱を避けていかなければならぬと思うのです。そういう点で十分な配慮をしていただきたいということを希望いたしておきます。

最後にお尋ねをしたいのでありますけれども、この法案の第二といふところに広島大学の総合科学部の設置ということが出ております。これについては広島大学の改革整備の一つとしてやつていいくのだ、こうしたことありますけれども、広島大学の改革についてはどういうべきさつがあつて、どういう背景でこの総合科学部というものが設置されるようになったのか、その背景と今後の

広島大学の大学の改革整備の見通し、それらについてひとつ御説明を願つておきたいと思います。○木田政府委員 広島大学はかねてからキャンパスの分散と狭隘に悩まされておりまして、大学としての将来の拡充発展を期するために他の統合移転地を求めておつたわけでございますが、今回広島の東に約三十キロ行つたところでござりますが、賀茂郡の西条町といふところに新キャンパスの予定地を定めまして、そこに移転するについて広島大学をもつと充実した新しい大学として考えてみたい、こういう大学関係者の構想があるわけでございます。これは、学部の体制を整備いたしまますとともに大学院の体制も大幅に整備充実をす

る、あるいは教員養成学部のあり方についてもこの際従来の伝統を踏まえて考え直してみる、こういう御構想がありますが、その一環といいたしまして総合的な新しい教育のシステムを取り入れた学部として総合科学部といふものを置きたい、こうした御提案があつたわけでございます。これは、今までの学部が、ある学問領域、特定の学問領域ごとに縦につくられてきたのに対しまして、名前も総合科学部と称しておりますが、たとえば地域文化、社会文化あるいは環境科学、情報行動科学といった四つのコースに総合的な教育のシステムを組み上げてみる、こういう考え方でございまし

て、その際、かねてからの懸念であります一般的な進め方を全学的に考え直してみたいということであつたわけでございます。したがいまして、まずこの総合科学部を創設いたしまして、そして従来一般教育につきましては教養部の全責任、こうして学生の所属もそこに置いてきたのでございますけれども、総合科学部の設置ができるましたならば、学生は最初から所属の各学部に籍を置き、この総合科学部が、自分の学部の学生とともに他の学部の学生の一般教育についても一応の責任体制をとりますが、しかし、そこだけが全部をやるというのではなくて、他の学部と共同しながら四年の一貫教育の中で一般教育をこなしたいということでございます。このような新しい教育の体制といふものを進めるための一つとして総合科学部の創設をお認め願いたい、そして大きな大学改革の将来の第一着手にしたい、こう考えておる次第でございます。

○松永委員 以上で私の質問は終わります。

○森喜(?)委員長代理 三塚博君。

○三塚委員 設置法一部改正に關連をいたしまして、この機会に大臣から見解をお聞きしておきたいと思うのであります。大学の運営に關する臨時措置法、時限法で、本年の八月終わるような形でございます。これは、学部の体制を整備いたしました背景の中坂田元大臣、たいへん御苦労なさった法案のようにお聞きをいたしております。その後の大学の教育、研究の正常な運営という点について、後ほど一、二の点について私は大臣にさらにお聞きいたしますが、あの時点の顯然とした背景の中坂田元大臣、たいへん御苦労なさった法案のようにお聞きをいたしております。それまでの学部が、ある学問領域、特定の学問領域ごとに縦につくられてきたのに対しまして、名前も総合科学部と称しておりますが、たとえば地域文化、社会文化あるいは環境科学、情報行動科学といった四つのコースに総合的な教育のシステムを組み上げてみる、こういう考え方でございまし

○奥野国務大臣 四十三年、四十四年の大学における大紛争のさなかにこの臨時大学運営指置法が成立を見たわけでございまして、この成立を契機にいたしまして、燃え盛つております大學紛争が下火になってきて、そして今日を迎えているわけでございます。そういう意味合いにおいて大紛争がおさまる上にこの臨時大学運営指置法の果たした役割りといふものは大きなものがあつた、かように考えておるわけでございます。同時に、その法に基づく報告は十数件あつたようですがございりますけれども、法に基づく勧告といつたものは一つもないようでございます。したがつて、学生なりあるいは大学当局なり、この法律というものの存在なり、あるいはそのものの意味しますところなどは理解されている、その結果があつた當時のような大紛争は今日ないということだと思います。しかしながら、事態はそれじや好転したのかといいますと、そろは受け取つてないわけでございまして、たいへん問題が複雑になつて、それでむしろ悪質になつてきてるという感じすら私は思ひます。私も、この法律が最悪の事態を予想し、最悪の事態を回避し、正常な教育、研究を達成しなければならぬ至上立法のような立場でなされたものだと理解をするのであります。しかし、大学諸問題について、あるいは社会全般のいろいろな要素の中でありました学生騒動といふものが、あれほど今日は顕在化いたしておりませんけれども、それ以上に潜在化する傾向の中で、より悪質なものが残されておるのではないか。私は、その一つのあらわが学生同士の暴力行動、そのことによって神聖な学園において殺人行為が繰り返されていく、こういふ傾向は、やはりこのまま、それはガバント学生の一部過激派学生の行動であつて、全体の学生または大学の欠陥に根ざすものではない、今日の大学運営はきわめて正常な形の中で行なわれておるのであつて、それは一部のまさに限られた少数の諸君の行動であつてと

いう認識のしかたでは、今後の大学を運営していくります際に大きなあやまちをおかすのではないでございます。そこで、法は執行されない形のほうが理想的でありますけれども、あくまでもやはり予想される事態が起きませんように親切に措置してまいりますとともに行政の基本的な任務の一つだといふうにも考えますものであります。この法律は八月に附則の5に「この法律は、その施行の日から五年以内に廃止するものとする」。こういう規定を受けまして、廃止の決議を国会で行ないませんければ当然これが生きていくという解釈も一つあるようであります。しかし國權の最高機關である国会が定めた法律でありますから、これはやはり廃止の決議がなければそのまま生きるという考え方では、国会という制度があります以上とてはならぬ、そういう解釈があるけれどもとつてはならぬ方法であろうと思います。そういう意味で新しくこれを再提案を原案のままされるのか、あるいはこれを新しい角度から、さらに五年の年月を顧みて、新しい要素をここに組み入れながら考えられなければならぬもののようにも考へるわけでございます。また同時に、もうこれはそのまま任務が完遂をしたのであるから、一切この種のものはやめるのであるという考え方の方なのか、いずれを大臣としてお考へになられておるか、見解をお聞かせを賜わりたいと思います。

○奥野国務大臣 御指摘のように臨時大学運営指置法は、「施行の日から五年以内に廃止するものとする。」と書いております。したがいまして、八月十六日までに廃止するものとするという一つの訓示規定を置いておるわけでございますが、その訓示のとおりに廃止の法律案を提出することも一つでございましょう。それはいかないから、これを当分の間継続するの

う。同時にまた、当時と今日とでは実態が変わつておるじやないか、実態に合うように改正して存続させるということも一つの方法だらうと思ひます。さらにはまた、廃止するけれども、現在の問題などがありまして、施設の整備がスケジュールどおり動いておらぬというようなことがあります。その点どういう状態になつておるか。さらに、入学試験が迫つておると思うのでありますけれども、その応募の状況等についてもお知らせを願いたいと思います。

○木田政府委員 筑波大学は、十月一日に満足いたしましてから、学長、副学長及び機関要員についての整備が逐次進みまして、今日まで三十名の教官、それに若干名の併任教官等の発令も終わり、入学試験の体制も整えて、一期校として他の大学と同じように入學試験を実施いたしました。ただ入學試験につきましては、筑波大学がかなり大幅な推薦入學の制度を取り入れまして、これはいろいろな意味で今後の大學生試に対するいい試みとして関係者の注目を浴びるものと思うのですが、一応百十名前後の推薦入学者を約一千名の志願者の中から予定したようございます。そして七百四十名の定員の中で、その残りを一般の入學試験の結果、入れるということでございますが、いまして、試験の倍率は、大体五・四倍、専門領域によりまして倍率に違いはございません。それでも、全体を合わせますと、五・四倍という状況でござります。これも東京教育大学のときの従来の倍率から若干下がつておるという数字ではございませんが、新しい学群等も入つておることでもございませんし、ほぼ順当なすべり出しではなからうかといふように考へております。

○三塚委員 四月から授業が開始されるのであります。それは期日どおり入学、授業。こういうことにならないのではないだろうかといふうにも考へられます。せつかくの大学でございますので、その辺について心配がないのかどうか。ひとつ局長から御答弁をいただきたいです。

○奥野国務大臣 お話しのようすに、筑波大学の建設が若干おくれぎみになつてゐるわけでございま

ますが、そこで、この設置法に基づく問題について、一、二お伺いをさせていただきます。

近くそうした点もある段階までのまとまりをちょっと

○三塚委員 それではお伺いしますが、いま大臣
ます。

す。体育専門学群校舎が五月中旬完成予定、図書館が四月中旬完成予定、寄宿舎は、二棟が四月初旬、残りの五棟が五月中旬完成予定ということでございます。

中央教育審議会で四十六年に答申が行なわれ、その中で高等教育の改革に関する基本構想といいうものが提出された。これを答申をしたわけでござりますから、文部省としては忠実に実行をされる義務

うだいできるものというふうに考えておるのでございまが、特に大学院の今後の拡充整備の方に向、あるいは将来の高等教育の規模とそれに対応いたします教育水準の向上といった問題をどのよ

の提案説明の中で、新潟大学及び信州大学に医療技術短期大学の新設、これがうたわれておりました。まことに医学の進歩、技術の高度専門化に伴いまして、看護婦さんあるいは臨床技師、診療放射

しかし、反面、筑波大学では、入学式を終えますと、全学生と教職員が合宿いたしまして、そしてフレッシュマンセミナーと称しているようでございますけれども、まず、大学に入つて、どういった科目を勉強したらいいのかということについての見当もつけさせたい。一種のオリエンテーションといふことになるかも知れません。あるいはまた学生と教職員との間の気持の交流をはかつていつて、将来の教育につきまして充実を期するような基礎をつちかおうといふようなことを考えておられたわけでございます。したがいまして、予定では四月の二十五日に入学式を行なう、そして二十六日から五月の一日前までの間、オリンピック記念青少年総合センター、ここに全学生を宿泊させるわけであります。さらには、また、五月十二日から十四日まで国立中央青年の家などに全員を宿泊させるわけであります。その間を通じまして、まず、フレッシュマンセミナーとしては、大学及び大学生活案内、二番目には教育課程及び履修方法案内、三番目には文化講演及び各所の見学など、また第二には共通科目その他適当と認められる科目的入門指導を行なう、さらには、第三には学生及び教職員等の交流行事を行なう、第四には体育活動その他を考えいくということでございまして、これらのセミナーを終えましてから、一たん五月の十五日ごろには帰京して、準備を整えて、筑波に戻り、六月三日の月曜日から授業を行なうということでございます。したがつて、若干おくれていますけれども、おくれていることは筑波大学の教育の上には何らの支障にならないという現実でございます。

務があらうと思うのであります。この答申に基づいて、今後高等教育の計画というものがなされるのが当然だと考へるわけでござりますけれども、今後文部省はこの答申のラインに沿いながらやられてまいるはずだと思うのですが、そのお考へ、さらにこれに基づく教育基本計画といふものがあるのであれば、それらのものの今後の運営のしかたについての基本的な構想をお話しいただければと存じます。

○木田政府委員 中央教育審議会が将来の高等教育につきましてもいろいろな課題と方向のあることを示唆されました。私ども、具体的にどの程度に日本の高等教育を将来構想したらいいかというふうなことと、昭和四十七年度から高等教育懇談会を設けまして、わが国の高等教育の将来のある方、その大きさ、そうした点についていろいろな御論議を願つてまいりました。昨年の三月の段階では、わが国の高等教育の進学率が地域によりまして非常に大きな偏差がありますこと、またその専門の領域別に見ましてもいろいろな片寄りがありますこと、そうした点の是正を今後の課題として考へ、その中に個々の、医師養成でありますとか、あるいは教師の養成でありますとか、技術者との養成でありますとか、さらにもつと大事な大学院の整備拡充でありますとか、そういう問題点のあることを指摘していただいたわけでございまます。

四十八年度におきましては、懇談会のそうちして各方面の問題点をもう少し具体的に進めておりました。そしてわが国の高等教育の将来規模とその拠点的な配置の進め方を考えながら、国公私立の大學生の今後の整備の方向というものを懇談会の皆さまに示す。

うに考えるか、経費の全体をどういうふうに考
えていくかというような点の見通しもつけたいとい
うふうに思つております。

射線技師という者の養成、これは不可欠の問題でございます。そういう意味で今度も新しく無医大県に医学部、医科大学が新設をされるわけでござりますが、この医療短期大学も併設をしながら今後も進められなければならぬと思うのであります。これが終わるわけではなかろうと思うのでありますけれども、今後この医療技術短期大学、看護婦養成の学校といふものについての構想をお聞かせをいただきたいと思います。

○木田政府委員 医療技術短大は、国立につきましては、昭和四十二年度から大阪大学を手始めといたしまして四校設置を進めてまいりました。ほんとに、私立の大学、短期大学がこの領域で若干の校数あるわけでござりますが、将来の医療技術者、看護婦あるいはエックス練習師、衛生技術者、衛生検査技師等の養成を考えますと、もっと積極的に大学の中でこうした技術者の養成というものを取り進めていかなければならぬというふうに考えております。今後、国立の大学にありますのは、医科大学あるいは医学部等で各種学校の形でこうした養成の学校を持つておりますところを整備充実していくかという考え方を持つておりますけれども、それだけでは十分だというふうには考えておりません。またこうした医療技術関係者は、むしろ地域の課題として都道府県等を主体に積極的な養成をはかつていただきたいものというふうに考えておるものでございます。幸いに今日まで高等学校レベルにおきましても看護の養成課程というのは百校をこえるほどに進んでまいっております。それを引き続き短大のレベルにつきましては、地域の課題として取り上げていただきたい、こういう考え方を私も持っております。それで、高等学校に付設をいたしまするものだけでなく、地方公

共団体と一緒にになって看護婦その他の技術者の養成に取り組んでまいりたい、こういう心つもりでおるところでございます。

○三塚委員 次にお伺いを申し上げます。

今度新しく国立民族学博物館というのが出来たけれども、これはどうして国立学校設置法の一部改正の中にこういうのが入ってきたか、その理由をちょっとお伺いしたいのであります。この博物館の目的、先ほど提案の説明でお聞きをいたしましたが、今後の運営の組織といふものはどういうものになつておりますか、あわせてひとつお聞かせをいただきます。

○木田政府委員 今回御提案申し上げております国立民族学博物館につきましては昭和四十年の五月に日本学術会議から国立民族学研究博物館の設置という御提案がありました。内閣総理大臣に対し勧告が行なわれたのでございます。また同じ昭和四十年でございますが、文部省に設けられておりました学術奨励審議会、今日では学術審議会と申しておりますが、この学術奨励審議会におきまして民族学研究の緊要性、それからその民族学の研究がわが国における人文社会科学の振興の上において果たす役割りにかんがみまして、ぜひこの設置を推進すべきであるという旨の御意見が文部大臣に対して提出されたのでございます。この民族学博物館は、いわゆる文化人類学の研究の推進をはかりますためには必要なものでございまして、諸外国におきましては、博物館の中のかなり重要な性格のものとして、すでに数多くつくられておるものでございます。ともあれ、わが国では今日まで残念ながら文化人類学関係の博物館として総合的にまとまつたものができておりません。万博が開かれました際に、世界諸民族の祭典を記念するものとして、ぜひあの地にかねてからの懸案の意向がまとまつたものでございます。

これをなぜ国立学校設置法の中に取り入れるかということでおさりますが、これは自然史の博物館についても同様なのでござりますけれども、こ

うした民族学の諸資料、文献だけでなく、いろいろな民族資料に類しますものは、とうてい個々の大学の特定の講座だけで個別に集めるということのできない性格のものでございまして、研究を推進するためには、どうしても全大学のために必要な共通のものをつくっていく必要がある、その意味で博物館という形をとりまして、大学の共通の研究体制を整えたい、こういう次第でございます。

国立学校設置法には、個々の大学ごとの研究体制では研究が十分に行なわれないと考えますものにつきまして、大学共通の独立の研究所、高エネルギー物理学研究所あるいは国文学研究資料館、極地研究所等々をつくらせていただきました。民族学の領域につきましてそうした新しい研究所を一つつくりたいということでござりますが、同時に、この集めました民族学の資料は、博物館として一般の展示に供するのにまことにふさわしいものでございまして、学問の成果をそのまま一般世人に供覧する、そして社会教育の面におきまして大きな役割りを果たすということを考えますと、これまでありました共同利用の独立の研究所と一体になった博物館という形でこれを位置づけたい、そういたしますならば、国立大学はもとより、公私立の大学の民族学研究者の中心的な研究センターになりますと同時に、そのすばらしい成果を国民各層に見ていただく、あわせてこういう大きな役割りを果たし得るもの、こう考えております。

○三塚委員 万博が調和と発展の中で行なわれ、世界的に非常に好評を博しただけに、そのあとに出る民族学博物館は、これまたわが国の民族学のレベルを高め、同時に世界人類は一つであるということの上にもつながる人類の進歩にたいへん貴重なことでありますので、早急に整備拡充されることをお祈り申し上げまして、簡単であります。

○森(喜)委員長代理 先ほどの松永委員の発言については、委員長において適切なる措置をいたしました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十五分散会

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本

昭和四十九年三月十四日印刷

昭和四十九年三月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K